

滋賀県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方消費税の税率引上げ時期の延期等を行う地方税法等の一部改正に伴い、滋賀県税条例の一部を改正する条例(平成24年滋賀県条例第58号)等の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 地方消費税の税率の78分の22(消費税率換算2.2パーセント)への引上げに係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とします。(第1条による改正後の滋賀県税条例の一部を改正する条例付則第1項関係)
- (2) 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで延長することとします。(第2条による改正後の滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)付則第5条の4の2関係)
- (3) 法人県民税法人税割の税率の引下げに係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とします。(第4条による改正後の滋賀県税条例等の一部を改正する条例(平成28年滋賀県条例第52号)付則第1項関係)
- (4) 地方法人特別税を廃止し、全額法人事業税に復元する改正規定の施行期日を平成31年10月1日とします。(第4条による改正後の滋賀県税条例等の一部を改正する条例付則第1項関係)
- (5) 自動車取得税の廃止に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とします。(第4条による改正後の滋賀県税条例等の一部を改正する条例付則第1項関係)
- (6) 自動車税
 - ア 環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とします。(第4条による改正後の滋賀県税条例等の一部を改正する条例付則第1項関係)
 - イ 平成29年4月1日に施行することとされている、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に取得された一般乗合用バス等の自動車に係る環境性能割の特例措置に係る規定を削除することとします。(第4条による改正後の滋賀県税条例等の一部を改正する条例第2条関係)
 - ウ 自動車税の種別割への変更に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日とします。(第4条による改正後の滋賀県税条例等の一部を改正する条例付則第1項関係)

3 その他

- (1) この条例は、公布の日から施行することとします。
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例案の概要

1 地方消費税率の引上げの施行日の変更

地方消費税率22/78（消費税率換算2.2%）への引上げの施行日を平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更するもの。

	～H26.3.31	H26.4.1～	消費税率の引上げ時期を2年半延期 H29.4.1～ → H31.10.1～
消費税(全体)	[5%]	[8%]	[10%]
国の消費税	4%	6.3%	7.8%
地方消費税	1% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)

2 住宅ローン減税の適用期限の延長

現行では平成31年6月30日までが適用期限とされている住宅ローン減税措置について、その適用期限を平成33年12月31日まで延長するもの。

所得税において控除しきれなかった金額がある場合に、 個人住民税において住宅ローン控除が適用される制度	適用期限を2年半延長 H31.6.30 → H33.12.31
---	------------------------------------

3 地方法人課税の偏在是正に係る改正の施行日の変更

- (1) 法人県民税法人税割の税率改正の実施時期を延期（平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用）
- (2) 地方法人特別税の廃止および法人事業税の復元の実施時期を延期（平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用）

(1) 法人県民税法人税割の税率の引下げ 中小法人等以外 4.0%→1.8% (Δ2.2%) 中小法人等 3.2%→1.0% (Δ2.2%) (2) 地方法人特別税の廃止および法人事業税への復元 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>付加価値割および資本割</td> <td>改正なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">所得割</td> <td>年400万円以下の金額 0.3%→1.9%</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超え 年800万円以下の金額 0.5%→2.7%</td> </tr> <tr> <td>年800万円を超える金額 0.7%→3.6%</td> </tr> </table> 【資本金の額等が1億円超の普通法人の場合】 (平成28年6月定例会議において改正済、未施行)	付加価値割および資本割	改正なし	所得割	年400万円以下の金額 0.3%→1.9%	年400万円を超え 年800万円以下の金額 0.5%→2.7%	年800万円を超える金額 0.7%→3.6%	適用開始時期を2年半延長 H29.4.1以後 → H31.10.1以後
付加価値割および資本割	改正なし						
所得割	年400万円以下の金額 0.3%→1.9%						
	年400万円を超え 年800万円以下の金額 0.5%→2.7%						
	年800万円を超える金額 0.7%→3.6%						

4 車体課税の見直しに係る改正の施行日の変更

自動車取得税の廃止時期および自動車税における環境性能割の導入時期をそれぞれ平成31年10月1日に延期するもの。

(1) 自動車取得税の廃止 (2) 自動車税における環境性能割の創設および現行の自動車税の種別割への変更 (平成28年6月定例会議において改正済、未施行)	施行日を2年半延期 H29.4.1 → H31.10.1
---	---------------------------------

滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成24年滋賀県条例第58号） 新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>滋賀県税条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。</p> <p>省略</p> <p>第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第38条の17中「63分の17」を「78分の22」に改める。</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1） 省略</p> <p>（2） 第2条の規定および付則第3項の規定 <u>平成29年4月1日</u> （地方消費税に関する経過措置）</p> <p>2および3 省略</p>	<p>滋賀県税条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。</p> <p>省略</p> <p>第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第38条の17中「63分の17」を「78分の22」に改める。</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（1） 省略</p> <p>（2） 第2条の規定および付則第3項の規定 <u>平成31年10月1日</u> （地方消費税に関する経過措置）</p> <p>2および3 省略</p>

滋賀県税条例 新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>本 則 省略</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第5条の4 省略</p> <p>第5条の4の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において</p>	<p>本 則 省略</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第5条の4 省略</p> <p>第5条の4の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において</p>

「控除額」という。)を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1)および(2) 省略

2および3 省略

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成31年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

第5条の5～第20条 省略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第21条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 省略

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成31年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等(居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1

「控除額」という。)を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1)および(2) 省略

2および3 省略

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成33年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

第5条の5～第20条 省略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第21条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 省略

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成33年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等(居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1

<p>日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される付則第5条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される付則第5条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。</p> <p>以下 略</p>
--	--

滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第46号） 新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第3条の規定 公布の日</p> <p>(2) 第1条中滋賀県税条例第39条の2第10項および第11項第2号の改正規定ならびに付則第15項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第72号）の施行の日</p> <p>(3) 付則第9項から第12項までの規定 平成29年4月1日</p> <p>(4) 付則第13項の規定 平成30年4月1日</p> <p>2 および3 省略 (事業税に関する経過措置)</p> <p>4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。</p> <p>5 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第3条の規定 公布の日</p> <p>(2) 第1条中滋賀県税条例第39条の2第10項および第11項第2号の改正規定ならびに付則第12項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第72号）の施行の日</p> <p>(3) 付則第9項 _____ の規定 平成29年4月1日</p> <p>(4) 付則第10項の規定 平成30年4月1日</p> <p>2 および3 省略 (事業税に関する経過措置)</p> <p>4 省略</p> <p>5 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同</p>

じ。)で、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額(当該事業年度が1年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数(当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。付則第9項において同じ。)で除して計算した金額。以下付則第8項までにおいて「平成28年度分調整後付加価値額」という。)が30億円以下であるものについては、新条例付則第19条の規定により読み替えられた新条例第38条の3第1項第1号に規定する合計額(次項において「平成28年度分基準法人事業税額」という。)が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額または所得について地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号。付則第9項第3号において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第72条の25の規定により申告納付すべき事業税額、新法第72条の28の規定により申告納付すべき事業税額または新法第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額(以下付則第8項までにおいて「平成28年度分法人事業税額」という。)から控除する。

(1)～(3) 省略

6 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成28年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成28年度分調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、平成28

じ。)で、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額(当該事業年度が1年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数(当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)で除して計算した金額。以下付則第8項までにおいて「平成28年度分調整後付加価値額」という。)が30億円以下であるものについては、新条例付則第19条の規定により読み替えられた新条例第38条の3第1項第1号に規定する合計額(次項において「平成28年度分基準法人事業税額」という。)が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額または所得について地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第72条の25の規定により申告納付すべき事業税額、新法第72条の28の規定により申告納付すべき事業税額または新法第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額(以下付則第8項までにおいて「平成28年度分法人事業税額」という。)から控除する。

(1)～(3) 省略

6 省略

年度分法人事業税額から控除する。

7 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る新条例付則第19条の規定により読み替えられた新条例第38条の3第3項第1号に規定する合計額（次項において「平成28年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、平成28年度分法人事業税額から控除する。

(1) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額を新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の付加価値額（当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合または当該付加価値額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における旧条例第38条の3第3項第1号アに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）

(2) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号イに規定する資本金等の額を新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の資本金等の額（当該資本金等の額に1,000円未満の端数がある場合または当該資本金等の額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における旧条例第38条の3第3項第1号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）

(3) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号ウに規定する所得を新法第

7 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る新条例付則第19条の規定により読み替えられた新条例第38条の3第3項第1号に規定する合計額（次項において「平成28年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、平成28年度分法人事業税額から控除する。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号ウに規定する所得を新法第

72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の金額（当該金額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における旧条例付則第19条の規定により読み替えられた旧条例第38条の3第3項第1号ウに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）

72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の金額（当該金額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における旧条例付則第19条の規定により読み替えられた旧条例第38条の3第3項第1号ウに規定する率を乗じて得た金額
 _____（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額）

8 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成28年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成28年度分調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額）は、平成28年度分法人事業税額から控除する。

省略

9 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数で除して計算した金額。以下付則第12項までにおいて「平成29年度分調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新条例第38条の3第1項第1号に規定する合計額（次項において「平成29年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた

9 付則第5項から前項までの規定は、新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人に対する平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第5項	施行日から平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	4分の3	2分の1

金額)は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額または所得について新法第72条の25の規定により申告納付すべき事業税額、新法第72条の28の規定により申告納付すべき事業税額または新法第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額(以下付則第12項までにおいて「平成29年度分法人事業税額」という。)から控除する。

(1) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額(他の1の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の付加価値額とし、当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合または当該付加価値額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額とする。)に、平成28年3月31日現在における旧条例第38条の3第1項第1号アに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)

(2) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号イに規定する資本金等の額(他の1の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に1,000円未満の端数がある場合または当該資本金等の額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額とする。)に、平成28年3月31日現在における旧条例第38条の3第1項第1号イに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)

(3) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号ウに規定する所得を新条例第38条の3第1項第1号ウの表の左欄に掲げる金額の区分によって区分した金額(他の1の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により区分し、関係都道

	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
付則第6項	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額の3倍に相当する額	平成29年度分基準法人事業税額
	40億円で	20億円で
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
付則第7項	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	施行日から平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	4分の3	2分の1
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額
前項	平成28年度分調整後付加価値額	平成29年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成29年度分基準法人事業税額
	額の3倍に相当する額	額
	40億円で	20億円で
	平成28年度分法人事業税額	平成29年度分法人事業税額

府県に分割した後の金額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額とする。以下この号において「平成29年度分課税標準所得」という。)に平成28年3月31日現在における当該区分に応ずる旧条例付則第19条の規定により読み替えられた旧条例第38条の3第1項第1号ウの表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)と、平成29年度分課税標準所得に当該区分に応ずる旧条例付則第19条の規定により読み替えられた同号ウの表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)に改正法第8条の規定による改正前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号。付則第11項第3号において「旧暫定措置法」という。)第9条第1号に規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)との合計額

10 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成29年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成29年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを20億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、平成29年度分法人事業税額から控除する。

11 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人(他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同

10 付則第5項から第8項までの規定は、新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人に対する平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第5項	施行日から平成29年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業	平成30年度分基準法人事業

じ。)で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に係る新条例第38条の3第3項第1号に規定する合計額(次項において「平成29年度分基準法人事業税額」という。)が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の2分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、平成29年度分法人事業税額から控除する。

(1) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号アに規定する付加価値額を新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の付加価値額(当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合または当該付加価値額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)に、平成28年3月31日現在における旧条例第38条の3第3項第1号アに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)

(2) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号イに規定する資本金等の額を新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の資本金等の額(当該資本金等の額に1,000円未満の端数がある場合または当該資本金等の額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)に、平成28年3月31日現在における旧条例第38条の3第3項第1号イに規定する率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)

(3) 当該事業年度の新条例第38条第1項第1号ウに規定する所得を新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の金額(当該金額に1,000円未満の端数がある場合または当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額。以下この

	税額	税額
	4分の3	4分の1
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
付則第6項	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	額の3倍に相当する額	額
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
付則第7項	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	施行日から平成29年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	4分の3	4分の1
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
付則第8項	平成28年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成28年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	額の3倍に相当する額	額
	平成28年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額

号において「平成29年度分課税標準所得」という。)に平成28年3月31日現在における旧条例付則第19条の規定により読み替えられた旧条例第38条の3第3項第1号ウに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)と、平成29年度分課税標準所得に旧条例付則第19条の規定により読み替えられた同号ウに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)に旧暫定措置法第9条第1号に規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り捨てた金額)との合計額

12 新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成29年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成29年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを20億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、平成29年度分法人事業税額から控除する。

13 付則第9項から前項までの規定は、新条例第37条第1項第1号アに掲げる法人に対する平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

付則第9項	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	平成29年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額

	値額	値額
	平成29年度分基準法人事業	平成30年度分基準法人事業
	税額	税額
	2分の1	4分の1
	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
付則第9項第3号	平成29年度分課税標準所得	平成30年度分課税標準所得
付則第10項	平成29年度分調整後付加価	平成30年度分調整後付加価
	値額	値額
	平成29年度分基準法人事業	平成30年度分基準法人事業
	税額	税額
	20億円	40億円
	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
付則第11項	平成29年度分調整後付加価	平成30年度分調整後付加価
	値額	値額
	平成29年4月1日から平成	平成30年4月1日から平成
	30年3月31日まで	31年3月31日まで
	平成29年度分基準法人事業	平成30年度分基準法人事業
	税額	税額
	2分の1	4分の1
	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
付則第11項第3号	平成29年度分課税標準所得	平成30年度分課税標準所得
前項	平成29年度分調整後付加価	平成30年度分調整後付加価
	値額	値額
	平成29年度分基準法人事業	平成30年度分基準法人事業
	税額	税額
	20億円	40億円

平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
(不動産取得税に関する経過措置)	
14 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。	11 省略
15 新条例第39条の2第10項の規定は、付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。	12 省略
(自動車取得税に関する経過措置)	
16 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。	13 省略
(自動車税に関する経過措置)	
17 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。	14 省略
18 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例付則第25条第1項の規定により納税義務を免除される平成26年度分および平成27年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第2項の規定による還付または同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。	15 省略

滋賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第52号） 新旧対照表（第4条関係）

旧	新
(滋賀県税条例の一部改正)	(滋賀県税条例の一部改正)
第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。	第1条 省略
(新設)	第1条の2 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第37条第1項第2号、第38条第1項第2号、第38条の2第2項ならびに第38条の3第1項および第2項中「および保険業」を「、保険業および貿易保険業」に改める。

第60条第1項中「第7号までの」を「第6号までに規定する」に改め、同条第2項中「賦課期日（賦課期日後にその事由が発生したのものについては、その発生の日）後10日以内」を「納期限（第62条に規定する自動車税の賦課期日後に道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受ける場合で、当該新規登録に係る自動車と同項第3号から第6号までに規定する自動車に該当することとなつたときは、当該自動車に該当することとなつた日から10日を経過する日）まで」に改め、同項第1号中「住所または所在地および」を削り、「名称」の右に「および住所または主たる事務所の所在地」を加え、同条第3項中「その事由がやんだ場合においては」を「当該課税免除に係る自動車が、前項第3号から第6号までに規定する自動車に該当しなくなつた場合には」に改める。

付則第10条の3第1項中「平成28年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項第1号中「平成15年3月31日」を「平成16年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第61条第1項第1号アの項中「第61条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第61条第1項第1号イの項中「第61条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第61条第1項第2号アの項中「第61条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第61条第1項第2号イの項中「第61条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(ア)の項中「第61条第1項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第61条第1

項第2号ウ(イ)の項中「第61条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(ア)の項中「第61条第1項第3号ア(ア)」を「第1項第3号ア(ア)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(イ)の項中「第61条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号イの項中「第61条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第61条第1項第4号の項中「第61条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第61条第1項第5号アの項中「第61条第1項第5号ア」を「第1項第5号ア」に改め、同表第61条第2項第1号の項中「第61条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第61条第2項第2号の項中「第61条第2項第2号」を「第2項第2号」に改め、同条第3項中「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項第4号中「この条」を「この項および次項」に、「以下この号」を「次項」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120」を「に100分の110」に改め、「かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上」を削り、同項の表第61条第1項第1号アの項中「第61条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第61条第1項第1号イの項中「第61条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第61条第1項第2号アの項中「第61条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第61条第1項第2号イの項中「第61条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(ア)の項中「第61条第1項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(イ)の項中「第61条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、

に改め、同表第61条第1項第3号ア(7)の項中「第61条第1項第3号ア(7)」を「第1項第3号ア(7)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(イ)の項中「第61条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号イの項中「第61条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第61条第1項第4号の項中「第61条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第61条第1項第5号アの項中「第61条第1項第5号ア」を「第1項第5号ア」に改め、同表第61条第2項第1号の項中「第61条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第61条第2項第2号の項中「第61条第2項第2号」を「第2項第2号」に改め、同条第4項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120」に、「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項の表第61条第1項第1号アの項中「第61条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第61条第1項第1号イの項中「第61条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第61条第1項第2号アの項中「第61条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第61条第1項第2号イの項中「第61条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(7)の項中「第61条第1項第2号ウ(7)」を「第1項第2号ウ(7)」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(イ)の項中「第61条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(7)の項中「第61条第1項第3号ア(7)」を「第1項第3号ア(7)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(イ)の項中「第61条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号イの項中「第61条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同

表第61条第1項第4号の項中「第61条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第61条第1項第5号アの項中「第61条第1項第5号ア」を「第1項第5号ア」に改め、同表第61条第2項第1号の項中「第61条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第61条第2項第2号の項中「第61条第2項第2号」を「第2項第2号」に改める。

付則第25条第1項第1号を削り、同項第2号中「平成28年度分」を「平成29年度分」に改め、同号を同項第1号とし、同項に次の2号を加える。

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間 平成29年度分
および平成30年度分

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間 平成30年度分
および平成31年度分

第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

(中略)

(削除)

(中略)

第60条(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「第62条」を「第73条の7」に、「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)」を「新規登録」に、「前項第3号」を「同項第3号」に改め、同条第4項を次のように改め、同条を第73条の4とする。

4 種別割を徴収した場合において、当該種別割について第1項ただし書

第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

(中略)

第37条第1項第2号、第38条第1項第2号、第38条の2第2項ならびに第38条の3第1項および第2項中「および保険業」を「、保険業および貿易保険業」に改める。

(中略)

第60条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に、「第7号までの」を「第6号までに規定する」に改め、同条第2項中「賦課期日(賦課期日後にその事由が発生したものについては、その発生の日)後10日以内」を「納期限(第73条の7に規定する種別割の賦課期日後に新規登録を受ける場合で、当該新規登録に係る自動車と同項第3号から第6号までに規定する自動車に該当することとな

った場合には、当該自動車に該当することとなつた日から10日を経過する日)まで」に改め、同項第1号中「住所または所在地および」を削り、「名称」の右に「および住所または主たる事務所の所在地」を加え、同条第3項中「自動車税」を「種別割」に、「その事由がやんだ場合においては」を「当該課税免除に係る自動車が、同項第3号から第6号までに規定する自動車に該当しなくなつた場合には」に改め、同条第4項を次のように改め、同条を第73条の4とする。

4 種別割を徴収した場合において、当該種別割について第1項ただし書の規定による承認をしたときは、知事は、当該種別割額に相当する額を還付する。

(中略)

付則第5条の4第1項第2号ウ中「第10条の5の4」を「第10条の5の3」に改める。

付則第10条から第10条の2の4までを次のように改める。

第10条から第10条の2の4まで 削除

付則第10条の2の8の次に次の3条を加える。

(法附則第12条の2の10の条例で定める路線)

第10条の2の9 法附則第12条の2の10の条例で定める路線は、国または県が公共交通機関の運行を確保し、または維持するために交付する補助金の対象となる路線のうち、国、県または市町から車両を購入するための補助金を受けて取得した第73条の3第1項第6号に規定する一般乗合バスが運行される路線(当該一般乗合用バスを取得した時における路線に限る。)とする。

の規定による承認をしたときは、知事は、当該種別割額に相当する額を還付する。

(中略)

付則第5条の4第1項第2号ウ中「第10条の5の4」を「第10条の5の3」に改める。

付則第10条から第10条の2の4までを次のように改める。

第10条から第10条の2の4まで 削除

付則第10条の2の8の次に次の1条を加える。

(削除)

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第10条の2の10 営業用の自動車に対する第66条第1項および第2項(これらの規定を同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)ならびに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項(第4項において読み替えて準用する場合を含む。)	100分の1	100分の0.5
第2項(第4項において読み替えて準用する場合を含む。)	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第10条の2の11 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(以下この項および次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の10第1項に規定するものに限る。)で最初の第61条第3項に規定する新規登録(以下この条および次条において「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項第1号および第3項第1号において「基本方針」という。)に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第10条の2の9 営業用の自動車に対する第66条第1項および第2項(これらの規定を同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)ならびに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項(第4項において読み替えて準用する場合を含む。)	100分の1	100分の0.5
第2項(第4項において読み替えて準用する場合を含む。)	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

(削除)

1 項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第2号および第3項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則附則第4条の10第2項に規定するものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の10第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から650万円（乗車定員30人未満の付則第10条の2の11第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の10第4項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の10第5項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該乗用車の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の10第6項に規

(削除)

(削除)

定するものに適合するものであること。

(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造および設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）ならびに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（施行規則附則第4条の10第7項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日（第3号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車（施行規則附則第4条の10第8項に規定するものに限る。）またはバス（同条第9項に規定するものに限る。）（第6項第1号および第2号において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の10第10項に規定するもの（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）および同法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の10第11項に規定するもの（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（施行規則附則

(削除)

第4条の10第12項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。以下この項から第6項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置および衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の10第13項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、第1号に掲げるトラックにあつては当該トラックの取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、第2号に掲げるトラックにあつては当該トラックの取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路

(削除)

運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の10第14項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から350万円を控除して得た額」とする。

(削除)

(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路

運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準または同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 前各項の規定は、第69条第1項または法第161条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の10第15項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

付則第10条の3の見出し中「自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第1項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条」を「第73条の5第1項第1号ア(ア)に規定する電気自動車をいう。第3項第1号」に、「附則第5条第1項」を「第9条の2第1項」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第1項」に、「同条第3項」を「同条第2項」に、「同条第2項」を「同条第1項」に、「内燃機関を有する自動車で併せて施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。第3項第3号において同じ」を「第66条第1項第1号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第73条の3第1項第6号に規定する一般乗合用バス」に、「平成28年度分の自動車税」を「当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割」に、「第61条第1項」を「第73条の5第1項」に改め、「左欄に掲げる」の右に「同条の」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリンまたは液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(削除)

付則第10条の3の見出し中「自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第1項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ」を「第73条の5第1項第1号ア(ア)に規定する電気自動車をいう」に、「附則第5条第1項に規定するものをいう。以下この条において同じ」を「第9条の2第1項に規定するものをいう」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第1項」に、「同条第3項」を「同条第2項」に、「同条第2項」を「同条第1項」に、「内燃機関を有する自動車で併せて施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。第3項第3号において同じ」を「第66条第1項第1号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第73条の3第1項第6号に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の右に「の種別割」を加え、「第61条第1項」を「第73条の5第1項」に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項」を「第61条第3項」に、「この条」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第66条第1項第2号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条

(2) 第66条第1項第2号に規定する軽油自動車(第3項第5号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車
で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録
を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

付則第10条の3第3項の表第61条第1項第1号アの項中「第61条第1項
第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第61条第1項第1号イの項
中「第61条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第61条第
1項第2号アの項中「第61条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改
め、同表第61条第1項第2号イの項中「第61条第1項第2号イ」を「第1
項第2号イ」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(ア)の項中「第61条第1
項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第61条第1項第
2号ウ(イ)の項中「第61条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」
に改め、同表第61条第1項第3号ア(ア)の項中「第61条第1項第3号ア
(ア)」を「第1項第3号ア(ア)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(イ)
の項中「第61条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、
同表第61条第1項第3号イの項中「第61条第1項第3号イ」を「第1項第
3号イ」に改め、同表第61条第1項第4号の項中「第61条第1項第4号」
を「第1項第4号」に改め、同表第61条第1項第5号アの項中「第61条第
1項第5号ア」を「第1項第5号ア」に改め、同表第61条第2項第1号の
項中「第61条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第61条第2
項第2号の項中「第61条第2項第2号」を「第2項第2号」に改め、同条
第4項の表以外の部分を次のように改める。

4 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中
量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、
エネルギー消費効率が第66条第1項第1号イ(ウ)に規定する平成27年度
基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上のもので施
行規則附則第5条の2第3項に規定するもの(前項の規定の適用を受け
る自動車を除く。)に対する第73条の5第1項から第3項までの規定の

第2項中「第61条の2」を「第73条の6」に改め、同条第3項から第5項
までを削る。

(削除)

適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第10条の3第4項の表第61条第1項第1号アの項中「第61条第1項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同表第61条第1項第1号イの項中「第61条第1項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、同表第61条第1項第2号アの項中「第61条第1項第2号ア」を「第1項第2号ア」に改め、同表第61条第1項第2号イの項中「第61条第1項第2号イ」を「第1項第2号イ」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(ア)の項中「第61条第1項第2号ウ(ア)」を「第1項第2号ウ(ア)」に改め、同表第61条第1項第2号ウ(イ)の項中「第61条第1項第2号ウ(イ)」を「第1項第2号ウ(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(ア)の項中「第61条第1項第3号ア(ア)」を「第1項第3号ア(ア)」に改め、同表第61条第1項第3号ア(イ)の項中「第61条第1項第3号ア(イ)」を「第1項第3号ア(イ)」に改め、同表第61条第1項第3号イの項中「第61条第1項第3号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同表第61条第1項第4号の項中「第61条第1項第4号」を「第1項第4号」に改め、同表第61条第1項第5号アの項中「第61条第1項第5号ア」を「第1項第5号ア」に改め、同表第61条第2項第1号の項中「第61条第2項第1号」を「第2項第1号」に改め、同表第61条第2項第2号の項中「第61条第2項第2号」を「第2項第2号」に改め、同条第5項中「第61条の2」を「第73条の6」に改める。

付則第15条中「100分の4」を「100分の1.8」に改める。

付則第16条第1項中「4分の0.8」を「18分の8」に改める。

付則第19条を削る。

付則中第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、第22条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

(削除)

付則第15条中「100分の4」を「100分の1.8」に改める。

付則第16条第1項中「4分の0.8」を「18分の8」に改める。

付則第19条を次のように改める。

第19条 削除

(削除)

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

第22条 付則第10条の2の8の規定は、震災特例法第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

付則第23条の見出し中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同条第1項中「附則第54条の規定による」を「附則第54条による」に、「原子力災害特別措置法」を「原子力災害対策特別措置法」に改め、「第42条第1項の」を削り、「あつた日における」の右に「所有者（第61条第1項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の」を、「この項」の右に「および次条第1項」を加え、「附則第52条第2項各号」を「附則第53条の2第2項各号」に、「の取得に対する自動車取得税」を「に対して課する自動車税の環境性能割」に改め、同条第2項および第3項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

付則第24条を削る。

付則第25条の見出し中「自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第1項中「付則第23条第1項」を「前条第1項」に改め、「同項に規定する」および「（第59条に規定する自動車に限る。）」を削り、「自動車税」の右に「の種別割」を加え、同項第1号を削り、同項第2号中「平成28年度分」を「平成29年度分」に改め、同号を同項第1号とし、同項に次の2号を加える。

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間 平成29年度分
および平成30年度分

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間 平成30年度分
および平成31年度分

付則第25条第2項および第3項中「自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第4項中「（第59条に規定する自動車に限る。）」を削り、「同条の」を「第60条の」に、「同条に」を「第59条第1号に」に改め、同条を付則第24条とする。

付則第23条を次のように改める。

第23条 削除

(削除)

付則第25条を次のように改める。

第25条 削除

付則第26条を付則第25条とする。

(滋賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 滋賀県税条例等の一部を改正する条例(平成28年滋賀県条例第46号)の一部を次のように改正する。

省略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中滋賀県税条例第36条の7、第36条の14、第36条の20、第38条の7、第40条の14、第41条の12、第49条および第58条の23の改正規定ならびに同条例付則第14条の2の6および付則第14条の3の3の改正規定
平成29年1月1日

(2) 第2条(次項に掲げる改正規定を除く。)および付則第3項から第13項までの規定 平成29年4月1日

(3) 第2条中滋賀県税条例付則第4条の4の次に1条を加える改正規定および付則第2項の規定 平成30年1月1日

(県民税に関する経過措置)

2 付則第1項第3号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例付則第4条の5の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

3 付則第1項第2号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例(以下付則第11項までにおいて「新条例」という。)第28条ならびに付則第15条および第16条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度

(削除)

(滋賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 省略

省略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中滋賀県税条例第36条の7、第36条の14、第36条の20、第38条の7、第40条の14、第41条の12、第49条および第58条の23の改正規定ならびに同条例付則第14条の2の6および付則第14条の3の3の改正規定
平成29年1月1日

(2) 第1条の2ならびに付則第6項および第7項の規定 平成29年4月1日

(3) 第2条中滋賀県税条例付則第4条の4の次に1条を加える改正規定および同条例付則第5条の4の改正規定ならびに付則第2項の規定 平成30年1月1日

(4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)ならびに付則第3項から第5項までおよび第8項から第13項までの規定 平成31年10月1日

(県民税に関する経過措置)

2 付則第1項第3号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例付則第4条の5および第5条の4の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

3 付則第1項第4号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例(以下付則第10項までにおいて「新条例」という。)第28条ならびに付則第15条および第16条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度

分の法人の県民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

4 付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての同号に掲げる規定による改正前の滋賀県税条例(以下付則第11項までにおいて「旧条例」という。)付則第19条の規定の適用については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

5 付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

6 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

7 付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日が大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成27年法律第41号)の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における新条例第66条第1項の規定の適用については、同項

分の法人の県民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

4 付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての同号に掲げる規定による改正前の滋賀県税条例(以下付則第11項までにおいて「旧条例」という。)付則第19条の規定の適用については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

5 付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

6 付則第1項第2号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

7 前項の規定によりなお従前の例によることとされた付則第1項第2号に掲げる規定による改正前の滋賀県税条例付則第25条第1項の規定により納税義務を免除される平成27年度分および平成28年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第2項の規定による還付または同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。

8 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

9 付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日が大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成27年法律第41号)の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における新条例第66条第1項の規定の適用については、同項

第1号中「第2条第16項」とあるのは、「第2条第14項」とする。

8 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度

以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

9 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例付則第25条第1項の規定により納税義務を免除される平成27年度分および平成28年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第2項の規定による還付または同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。

10 平成24年4月1日から付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第1条第3号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項および次項において「旧法」という。）附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（次項において「旧自動車持出困難区域」という。）のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）の施行の日以後最初に総務大臣が旧法附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した区域（次項において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。）については、平成23年3月11日を新条例付則第23条第1項に規定する自動車持出困難区域（次項において「自動車持出困難区域」という。）を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例付則第23条第1項および第24条第1項の規定を適用する。

11 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を新条例付則第23条第1項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、同項および新条例付則第24条第1項の規定を適用する。

第1号中「第2条第16項」とあるのは、「第2条第14項」とする。

10 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割および平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

11 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例付則第25条第1項の規定により納税義務を免除される平成31年度分までの自動車税に係る徴収金に係る同条第2項の規定による還付または同条第3項の規定による充当については、なお従前の例による。

(合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

12 合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例(昭和27年滋賀県条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名および本則中「自動車税」の右に「の種別割」を加える。

第1条の2中「第61条」を「第73条の5」に改める。

第2条中「第63条から第64条の2まで」を「第73条の8から第73条の10まで」に改める。

第3条第1項中「別記様式第1号による」を削り、同条第3項中「別記様式第2号による」を削り、同条に次の1項を加える。

4 証紙の様式、検印の形式その他証紙徴収について必要な事項は、規則で定める。

第4条中「別記様式第3号による」を削り、同条に次の1項を加える。

2 過賦納金還付請求書の様式その他還付請求について必要な事項は、規則で定める。

様式第1号、様式第2号および様式第3号を削る。

(滋賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

13 滋賀県税条例等の一部を改正する条例(平成27年滋賀県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち付則第10条の2の2の改正規定中「付則第10条の2の2第2項第1号中「第2条第14項」を「第2条第16項」に改め、同号ア」を「付則第10条の2の2第2項第1号ア」に改める。

付則第1項第5号を削る。

(合衆国軍隊および合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

12 省略

(滋賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

13 省略